

令和 6 年度 市内精神科病院に係る虐待通報及び対応状況について

1. 業務従事者による障害者虐待の状況

令和 6 年度の市内精神科病院業務従事者による障害者虐待に関する通報・届出・相談件数は、合計 293 件（内容が虐待の相談でないと判断されたものを含む）。うち8 件を虐待があったものと認定した。

(1) 通報・届出・相談件数（相談経路別）

	対象者本人	本人以外の者		総数
		医療従事者(※)	その他	
令和 6 年度	234	14	45	293

※通報時点で退職している者を含む

(2) 虐待認定状況（虐待の種別及び被虐待者数）

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	放棄、放置	経済的虐待	計（件）
男性	0	1※	1	0	1	3
女性	2	1※	1	0	0	4
不明	1	1	0	0	0	2
計（人）	3	2※	2	0	1	8 件 (9 人)

※同一案件で 2 名の被虐待者を認定

2. 業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置

虐待ありと認定した 8 件の事例について、通報等の受理後に採った措置の状況については下表のとおり。なお、提出された改善計画について変更を求めた事例や、必要な措置を採ることの命令、医療提供の制限等の処分に至った病院はいずれも 0 件であった。

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	計（件）
(1) 対応報告等の徴収	3	2	2	1	8
(2) 診療録等の提出	0	1	0	1	2
(3) 診療録等の検査	0	1	0	1	2
(4) 患者等に質問実施	1	1	0	1	3
(5) 診察実施	1	0	0	0	1
(6) 改善計画の提出	1	0	0	1	2

< ※各項目の詳細 >

- (1) 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数
- (2) 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数
- (3) 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数
- (4) 職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数
- (5) 指定医により、入院患者の診察を行った件数
- (6) 改善計画の提出を求めた件数

3. 虐待を行った業務従事者の職種

虐待ありと認定した8件の事例について、虐待を行った業務従事者の職種別人数は下表のとおり。なお、うち1件については虐待を行った業務従事者が2名確認されたため、小計の人数が認定件数より多く計上されている。

(1)	医師	1人
(2)	看護師	4人
(3)	准看護師	0人
(4)	看護助手	2人
(5)	保健師	0人
(6)	作業療法士	0人
(7)	精神保健福祉士	1人
(8)	社会福祉士	0人
(9)	公認心理師	0人
(10)	医療事務	0人
(11)	その他業務従事者	1人
(12)	不明	0人
	小計	9人

措置診察の実施に関する各種件数について

1. 措置診察に関する各種件数等

- 札幌市では通報件数が減少傾向にある一方、措置診察の実施件数は増加傾向（政令市の実績平均は概ね横ばいで推移）。
- 警察官通報は、精神障害のために自傷や他害のおそれがあると認められる者を発見した際に通報することとされているため、検察官通報や矯正施設長通報に比して、措置の対象となる者は多い。

【札幌市の実績】

年度	申請・通報・届出						措置診察						措置入院
	一般	警察	検察	矯正	病院	計	一般	警察	検察	矯正	病院	計	
R03	3	290	223	129	0	646	3	15	12	0	0	30	22
R04	5	257	245	141	0	648	3	48	13	0	0	64	49
R05	7	209	232	152	0	600	6	51	14	0	0	71	53
R06	9	251	145	152	0	557	9	62	7	1	0	79	55

- R5年度実績ベースでみると政令市中 13 番目
- 警察官通報に対する措置診察の実施率
R3 年度：5% → R6 年度：25%

【政令市の実績平均】

年度	申請・通報・届出						措置診察						措置入院
	一般	警察	検察	矯正	病院	計	一般	警察	検察	矯正	病院	計	
R03	2	230	34	84	0	350	0	106	14	0	0	120	85
R04	2	235	37	83	0	357	1	108	16	1	0	126	86
R05	2	229	36	86	0	352	1	107	11	1	0	120	83

中央値は 94 件

（参考）警察官通報ケースの処遇実績の推移

直近 3 年度において、非自発入院に該当しないケースは、減少傾向にある。

		非自発入院(※1)				非自発入院以外(※2)					総計
		措置	応急	医療保護	小計	任意入院	外来受診のみ	受診不要	その他	小計	
R4	件数	36	15	67	118	10	33	58	38	139	257
	シェア率	0.14	0.06	0.26	0.46	0.04	0.13	0.23	0.15	0.54	1.00
R5	件数	35	12	59	106	4	24	59	16	103	209
	シェア率	0.17	0.06	0.28	0.51	0.02	0.11	0.28	0.08	0.49	1.00
R6	件数	41	18	70	129	14	19	69	20	122	251
	シェア率	0.16	0.07	0.28	0.51	0.06	0.08	0.27	0.08	0.49	1.00

※1 措置診察を実施した結果、措置入院不要になったケースも含まれている。

※2 当番病院等の医師の判断により、緊急性なし（受診不要）となった者や、対象者が酩酊しており、アルコールにより迷惑行為に及んでいたケースもある。

令和 6 年度 札幌市精神科病院 実地審査・実地指導の実施状況について

1. 実地指導の実施状況

実施期間：令和 6 年 7 月～令和 6 年 12 月

〈文書指摘・口頭指導〉

文書指摘を行った病院数：12 病院

口頭指導を行った病院数：22 病院

【文書指摘の主な項目】

指摘項目
医療保護入退院届等の提出遅延
医療保護入院更新時の診療録の記載不備
行動制限時の診察等の診療録の記載不備
行動制限時の頻回診察の診療録の記載不備

【口頭指導の主な項目】

指導項目
担送・護送の表示不備
行動制限の一覧性台帳の記載不備
刃物等の危険物や向精神薬の管理体制の不備

2. 実地審査の実施状況

【内 訳】

入院形態	診察患者数	左記のうち入院形態の変更が 適当と判断された患者数
措置入院	3 人	0 人
医療保護入院	125 人	0 人
任意入院	8 人	0 人
合 計	136 人	0 人

さっぽろ障がい者プラン 2024 の見直しと実態調査について

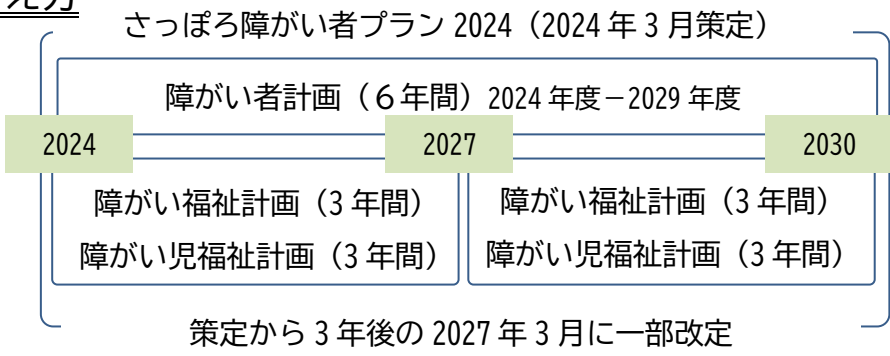
保) 障がい福祉課事業計画担当

2024 年 3 月に策定した「さっぽろ障がい者プラン」の一部改定（見直し）に向けて、今年度、実態調査を実施します。（調査実施時期：10 月～2 月を予定）

7 月中に、精神保健福祉審議会の委員の方々に、調査票の原案をお送りしますので、御意見をお寄せください。

1 一部改定（見直し）の考え方

- 策定3年後（2027 年 3 月）に一部を改定します。
- 2025 年度は「実態調査」等により、課題整理をします。
- 2026 年度に具体的な改定内容を検討します。



2 実態調査の概要（案）

- ① 対象は、「障がい当事者（障がい者・障がい児）」「施設入所中の方」「精神科に長期入院中の方」「一般の市民の方」「サービス提供事業所」「一般企業」とします（前回と同じ）。
※前は障がい者の抽出数約 6,500 人のうち精神障がい者 2,000 人、回収率 32.7%
※前は精神科に長期入院中の方に関する調査は 37 病院に協力依頼
- ② 前回との比較の必要性から、設問は基本的には前回ベースとしつつ、全国的な課題及び札幌市が独自に抱える課題に応じた内容を検討してまいります。
- ③ 調査と並行して、障がい当事者団体へのヒアリング等、よりの確にニーズ把握するための取組を実施する予定です。

3 調査項目の一例（案）

障がい者・障がい児へのアンケート調査（難病含む）

○ 生活実態や意向などを幅広く把握する調査	○ サービスの満足度
○ 郵送で送付・回答（インターネット回答も可）	○ 仕事や収入のこと・住まいのこと
○ 等級や種別の偏りがないよう抽出する	○ 差別の経験、施策全般の認知度・要望など

施設入所中の方（身体・知的）・精神科に長期入院中の方に関する調査

○ 地域移行に関する課題や希望を把握する調査	○ 地域移行への希望・可能性
○ 施設・病院宛のメール送付・回答	○ 地域移行後に必要なサービス
※精神科に 1 年以上入院されている方全体の状況（病院調査）のほか、入院患者本人に関すること（本人調査）への回答をお願いする予定です	
	○ 地域移行に関する課題

2025

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査票 原案検討			審議会等から 意見集約		施策推進 審議会		アンケート調査実施予定 10月～1月で約1ヶ月			調査 結果	
					調査票作成		ヒアリング等				

2026

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
改定の方針性 計画検討部会設置		審議会等の審議を経て 改定素案を作成			改定素案 完成		庁内会議	パブコメ		改定案 確定	改定 公表

令和6年度 札幌市自殺総合対策事業について

精神保健福祉センター

1 電話相談事業

(1) 心の健康づくり電話相談（通年）

（単位：件）

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
平日日中	男性	1,904	1,703	2,123	2,036	1,817
	女性	5,608	6,394	5,348	5,875	5,353
	計	7,512	8,097	7,471	7,911	7,170
	うち自殺関連	298	211	202	163	112
夜間休日	男性	1,196	876	1,088	1,110	1,006
	女性	3,050	3,161	2,794	2,844	2,989
	計	4,246	4,037	3,882	3,954	3,995
	うち自殺関連	89	51	88	99	56

2 相談業務担当及び専門職等に対する人材養成

(1) 市職員向け研修

① ゲートキーパーに関する研修への講師派遣

名称等	開催日	参加者数
新任面接員研修 （保健福祉局保護課）	4月2日	13名
収納係新任職員研修 （保健福祉局保険企画課）	4月22日	27名
納税系統新任職員研修 （財政局納税指導課）	4月25日	24名
保健福祉課新任職員基礎研修 （保健福祉局総務課）	6月 資料提供	150名

② ゲートキーパーに関する研修（主催）

名称等	開催日	参加者数
精神保健福祉相談員研修(基礎研修)	4月23日 4月24日	5名
精神保健福祉関係職員転入者研修	6月25日～ 8月30日	68名

(2) 教職員向け研修

名称等	開催日	参加者数
子ども理解に関わる研修会 (教育委員会教職員育成担当課)	動画配信	572 名
札幌市教育センター研修講師派遣	資料提供	114 名

(3) 専門職向け研修

名称等	開催日	参加者数
グリーフケア研修会 (子ども未来局母子保健担当課と共催)	10 月 2 日	82 名
がん患者支援医療従事者等向け研修会	1 月 23 日	198 名
自死遺族支援研修会	3 月 7 日 ハイブ リット 開催	52 名

(4) その他研修

名称等	開催日	参加者数
社会福祉主事実習生講義	12 月 17 日	27 名

3 市民向け研修及び地域の団体等の連携

(1) ゲートキーパー研修

名称等	開催日	参加者数
札幌市ゲートキーパー研修会基礎研修	11 月 19 日 11 月 25 日	186 名
札幌市ゲートキーパー研修会スキルアップ研修	1 月 31 日 2 月 3 日	43 名

(2) 講師派遣

名称等	開催日	参加者数
ライオンズクラブ国際協会 331-A 地区	5 月 14 日	22 名
北海道森林管理局	10 月 3 日	45 名
自殺予防団体-SPbyMD-	10 月 27 日	17 名
厚別区家庭生活カウンセラークラブ	1 月 27 日	16 名
札幌高等検察庁	3 月 4 日 ハイブ リット 開催	301 名

(3) その他

名称等	開催日	参加者数
お酒と健康について考える家族セミナー (札幌連合断酒会と連携)	8月20日 ハイブリッド開催	32名
アルコール等依存症対策普及啓発イベント (北海道と共催)	12月7日	150名
ギャンブル等でお困りの家族セミナー (ギャンノンと連携)	2月12日 ハイブリッド開催	67名
暮らしとこころの相談会 (札幌弁護士会と共催)	9月10日	3名
	3月11日	4名

4 自殺総合対策普及啓発事業

- (1) 自殺予防週間(9/10～16)及び自殺対策強化月間(3月)の啓発ポスター掲出等
- (2) Web リスティング広告(Yahoo!・Google キーワード検索により市 HP 相談窓口へのリンク)(9/10～9/16、3/1～3/31)

●Web リスティング広告



5 若年者向け自殺対策

- (1) 中・高校生向けゲートキーパー啓発冊子の普及啓発
 - ① 特設の Web ページを作成し、マンガを公開し、URL 及び二次元バーコードを市内の新中学1年生へ配付(105校、16,130部)
 - ② タブレット端末未導入の学校に対しては、上記のほか従来どおり冊子も配布(11校220部)
- (2) Web サイト札幌こころのナビによる普及啓発
令和6年度サイト訪問数：18,328回
【参考】令和5年度サイト訪問数：19,194回
- (3) 公式X(旧Twitter)による普及啓発
 - ① フォロワー数：871人
 - ② ポスト：103件
 - ③ 主なポスト内容：イベント周知、相談先紹介

●マンガ冊子



●Web サイト「札幌こころのナビ」



●札幌こころのセンター公式 X (旧 Twitter)



6 札幌市自殺総合対策連絡会議の開催等

(1) 札幌市自殺総合対策連絡会議

① 開催日

令和7年2月3日

② 報告事項

- ・札幌市の自殺の状況について
- ・第3次計画（2019年度～2023年度）における＜主な重点的取組＞の実施状況について（抜粋）
- ・令和6年度 札幌市精神保健福祉センターにおける自殺総合対策事業について
- ・各部会の活動について
- ・令和6年度の新規事業について
- ・メーリングリストについて

③ 議題

妊産婦（周産期）へのメンタルヘルス支援部会の設置について

(2) 学生メンタルヘルス支援部会

① 構成機関

札幌医科大学、藤女子大学、札幌市立大学、北海道教育大学

② 第1回部会（令和6年7月22日）

- ・8月の研修会開催に向けた準備（事例の共有や役割の確認等）を実施。
- ・市内大学保健管理センターからオブザーバー参加（1名）。

③ 研修会（令和6年8月19日）

- ・札幌医科大学神経精神医学講座が開発した、「大学キャンパスにおけるメンタルヘルス支援と問題解決アプローチ」のための教育研修プログラムを基にした研修会を実施。
- ・北海道内の9大学、18名が参加。

④ 第2回部会（令和7年3月11日）

- ・札幌市立大学が事例提供者となり、事例検討を実施。
- ・8月の研修会参加者がオブザーバー参加（4校6名）。

(3) 自殺未遂者支援部会

① 構成機関

札幌医科大学、北海道医療センター、市立札幌病院

② 第1回部会（令和6年8月20日）

- ・「救急患者精神科継続支援料」事例データの令和5年度実績を集約。データも5か年分収集できたことから、経年での状況も共有。
- ・第120回日本精神神経学会学術総会において、自殺未遂者支援部会の活動（ACTION-J 研究の地域展開）を発表したことを部会内で報告。

③ 第2回部会（令和7年3月3日）

- ・「救急患者精神科継続支援料」を算定したケースのうち、6か月間算定できた件数、算定できなかった件数をそれぞれ洗い出し、6か月間算定できなかったケースについては、どのような理由だったのかを調査した結果を共有。今後も調査を継続することを確認。

7 令和6年度からの新規事業

(1) 小中学生等に対する自殺予防啓発事業実施費用補助事業

① 目的

札幌市内の児童・生徒に対し、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。

② 補助要件及び内容

- ・社会福祉法人や特定非営利活動法人等の非営利法人が、札幌市内に所在する学校の授業や学校行事の一環として実施する事業であること。
- ・補助対象は1校1件とし、補助額の上限は50,000円。

③ 令和6年度の実績

- ・申請件数は12件（小学校3件、中学校5件、高校3件、特別支援学校1件）

(2) さっぽろ子どもの自殺危機対応チーム事業

① 事業の概要

札幌医科大学及び北海道大学に設置された「連携支援アドバイザリーチーム」が、学校等からの児童生徒等の自殺危機に関する相談・支援要請を受け付け、学校等から情報収集を行った後に、自殺のリスクの見立て・支援方針の検討等を行い、専門的見地から助言を行うとともに、児童・家庭・学校等の支援のための地域連携や支援体制構築にかかる助言を行う。

② 事業の経過

- ・市内精神科病院や弁護士会、校長会等で構成される「子どものいのちを支える連携体制検討・検証会議」を2回実施。
- ・連携支援アドバイザリーチーム、北海道教育委員会、札幌市教育委員会、事務局で構成される「実務者会議」を令和6年11月から毎月開催。
- ・令和6年11月～令和7年3月まで、支援要請元を教育委員会に限定した試行的な運用を実施。
- ・令和7年5月から、学校が支援要請元になる本格的な運用を開始。段階的に進めるため、現在は公立学校、区役所、児童相談所からの相談を受け付けている。相談の状況を鑑みながら、対象を順次拡大予定。

8 令和7年度の取組

(1) 妊産婦（周産期）へのメンタルヘルス支援部会の設置

- ・妊娠中や産後にメンタルヘルスの不調を起こした方を適切な支援につなぐ方法等を検討するために設置。

- ・それぞれの機関が認識している課題を共有し、部会設置に向けた打合せを3月10日に実施（札幌医科大学神経精神医学講座、札幌市母子保健担当課、精神保健福祉センター出席）。
- ・第1回部会を7月7日開催。札幌医科大学神経精神医学講座、札幌医科大学保健医療学部、札幌市母子保健担当課、精神保健福祉センターが出席。
- ・妊産婦の方の支援を行っている保健師をはじめとした行政職員や、病院等に勤務する助産師に対して、自殺予防に関する研修会を実施することとし、具体的な内容を検討。今年度中に開催予定。
- ・部会として行うことと、構成員の調整を同時に行っているところであり、市内産婦人科医療機関から参画していただく医師を調整中。

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

○自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。

令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。

10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。

○こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

○自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記

○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

○こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)

○学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

○自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)

○精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)

○自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)

○自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)

○自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

○地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

○自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

○こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)